

ID: 5611

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	市の区域内で行われる隣保事業についての住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第73条において準用する第69条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 準用する法第69条の規定による。 (住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等) 第 69 条 国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日